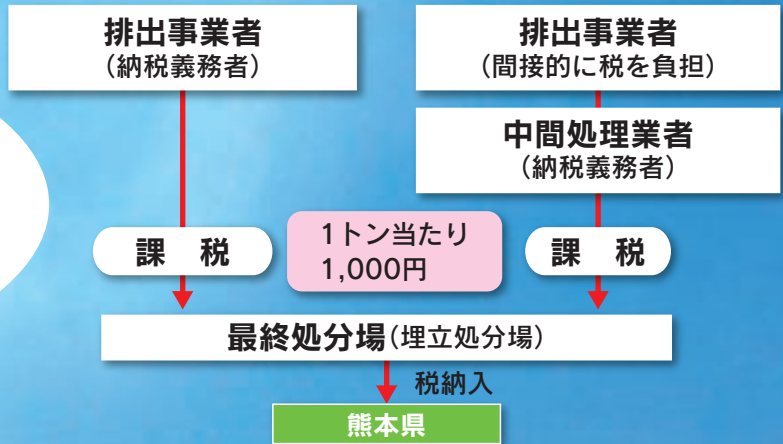


ご存じですか？「産業廃棄物税」のこと。

税の仕組み

排出事業者が産業廃棄物を埋め立てるときに負担する税金で、埋め立て量1トン当たり1,000円が課税されます。

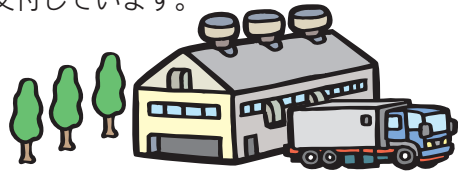
熊本県では、平成17年度から、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、「産業廃棄物税」を導入しています。



産業廃棄物税は、様々な事業に生かされています。

● 産業廃棄物リサイクル施設整備等促進事業

先導的な技術を有する産業廃棄物リサイクル施設の整備などに対して補助金を交付しています。
(H22 新規事業)



● 産業廃棄物リサイクル等推進事業

産業廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用、適正処理などに関する研究や技術開発に対して補助金を交付しています。



● 廃棄物コーディネーター事業

産業廃棄物の排出事業者や処理業者を個別訪問し、実情に応じたきめ細かな廃棄物の削減、再資源化、適正処理などに関する助言、情報提供などを行っています。



● 不法投棄撲滅県民協働推進事業

不法投棄などに関する情報提供の締結団体など、県民との協働のもと、県民総ぐるみによる取り組みとして、通報・連絡体制の整備、不法投棄を未然に防止する地域づくりなどを推進しています。



● 公共関与推進事業 (公共関与による最終処分場の整備)

私たちの生活を支える様々な事業活動が行われる以上、必ず産業廃棄物が生じ、最終処分せざるを得ないものが残ります。こうしたものを適切に処分し、県民の生活環境を守り、県内の経済活動を支える社会基盤として、県が主体的に関わる公共関与最終処分場の整備に取り組んでいます。

平成18年3月に建設予定地を玉名郡南関町に決定して以降、地元の方々のご不安やご心配を直接お伺いし、また、その声の一つ一つお応えして参りました。今考えられる最大限の知識と技術を生かして、施設の安全性を極限まで追求し「クローズド・無放流型」(*)の施設とすることにいたしました。

また、施設の運用に当たっても万全を期して、さらに、将来にわたって県が責任を果たしていくことをお約束しながら、事業を進めて参りたいと考えております。

公共関与最終処分場は、県民生活を支える上でどうしても必要な施設ですので、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

※ 「クローズド・無放流型」とは、埋立地を屋根や外壁で覆い、周辺環境(雨水、外気)と分離し、廃棄物に触れて汚れた水は、施設できれいに処理して循環利用などをするため、河川に放流しない方式です。



建設予定の処分場 (外観イメージ図)

発行/熊本県ごみゼロ推進県民会議・熊本県

編集/熊本県ごみゼロ推進県民会議事務局(環境生活部廃棄物対策課 TEL096-333-2277)

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18-1

●この情報誌は、熊本県ホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/battennrisaikuru.html>) に掲載しています。

●再生紙を使用しています